

2 法人課税

(1) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

- 危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値の設備投資を促進する観点から、**大胆な設備投資の促進に向けた税制**を創設します。

対象業種	全ての業種を対象。
対象資産	産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等を対象。 <ul style="list-style-type: none">●生産等に必要な以下の設備等<ul style="list-style-type: none">① 機械装置② 工具及び器具備品③ 建物④ 建物附属設備及び構築物⑤ ソフトウェア●投資下限額:35億円以上(中小企業者等については5億円以上)●ROI水準:15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none">▶即時償却又は税額控除率7%(建物、建物附属設備、構築物は4%) ※控除上限:法人税額の20%▶輸出入取引にかかる条件の著しい変化など、事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、最大3年間の繰越が可能。
措置期間	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。
他の設備投資税制の適用	本制度の適用を受ける場合、投資計画期間中は地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の設備投資税制は適用しない。 また、戦略分野国内生産促進税制の控除上限となる生産設備の額から、本制度の適用を受けた資産の取得価額を除くこととする。
不適用措置	大企業については、当期の所得が前期を超えているにもかかわらず、賃上げ要件又は国内設備投資要件のいずれかを満たさない場合は、本制度(繰越税額控除を除く。)は適用できない。 <賃上げ要件> <ul style="list-style-type: none">●賃上げ率1%以上(超大企業は、2%以上) <国内設備投資要件> <ul style="list-style-type: none">●国内設備投資額が当期の減価償却費の30%超(超大企業は、40%超) ※超大企業:大企業のうち、以下のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none">① 資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上② 常時使用する従業員数が2,000人超

(2) 研究開発税制の強化

<戦略技術領域型の創設>

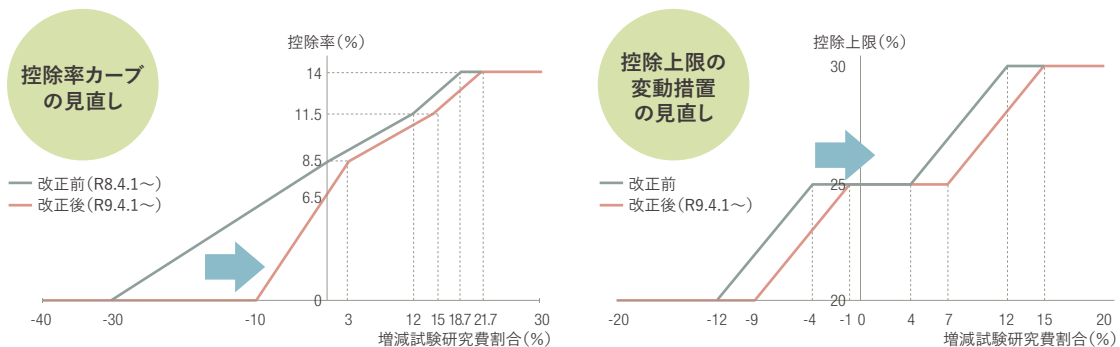
- 国家として戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「**戦略技術領域型**」を創設し、産業技術力強化法の改正法の施行日から、令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の認定を受けた計画に基づく対象分野への試験研究費について、以下の措置を講じます。

対象分野: AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙
税額控除率: ① 認定計画に従って行う対象分野に係る試験研究費について、**40%**
② ①のうち、産業技術力強化法の認定研究開発機関との共同・委託試験研究費について、**50%**
控除上限: **既存の措置とは別枠で①②合計で、法人税額の10%**。限度超過額は、**3年間の繰越控除**が可能
※戦略技術領域型の対象とした試験研究費については、既存措置との重複は不可。

<試験研究費増加のための見直し>

- EBPMの観点から、データに基づく分析や専門家による指摘を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため**一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置を見直します(令和9年4月1日以降)**。

- ・ 足元の物価動向等も踏まえ、控除率カーブ等について**3%分右方向に移動**。
- ・ 控除率カーブについては、試験研究費を増加させるインセンティブを高める観点から、**増減試験研究費割合▲10%以下の場合について、控除率を0%とする**。
- ・ 控除率カーブ・控除上限の**時限措置**について、**令和11年3月31日まで延長**。

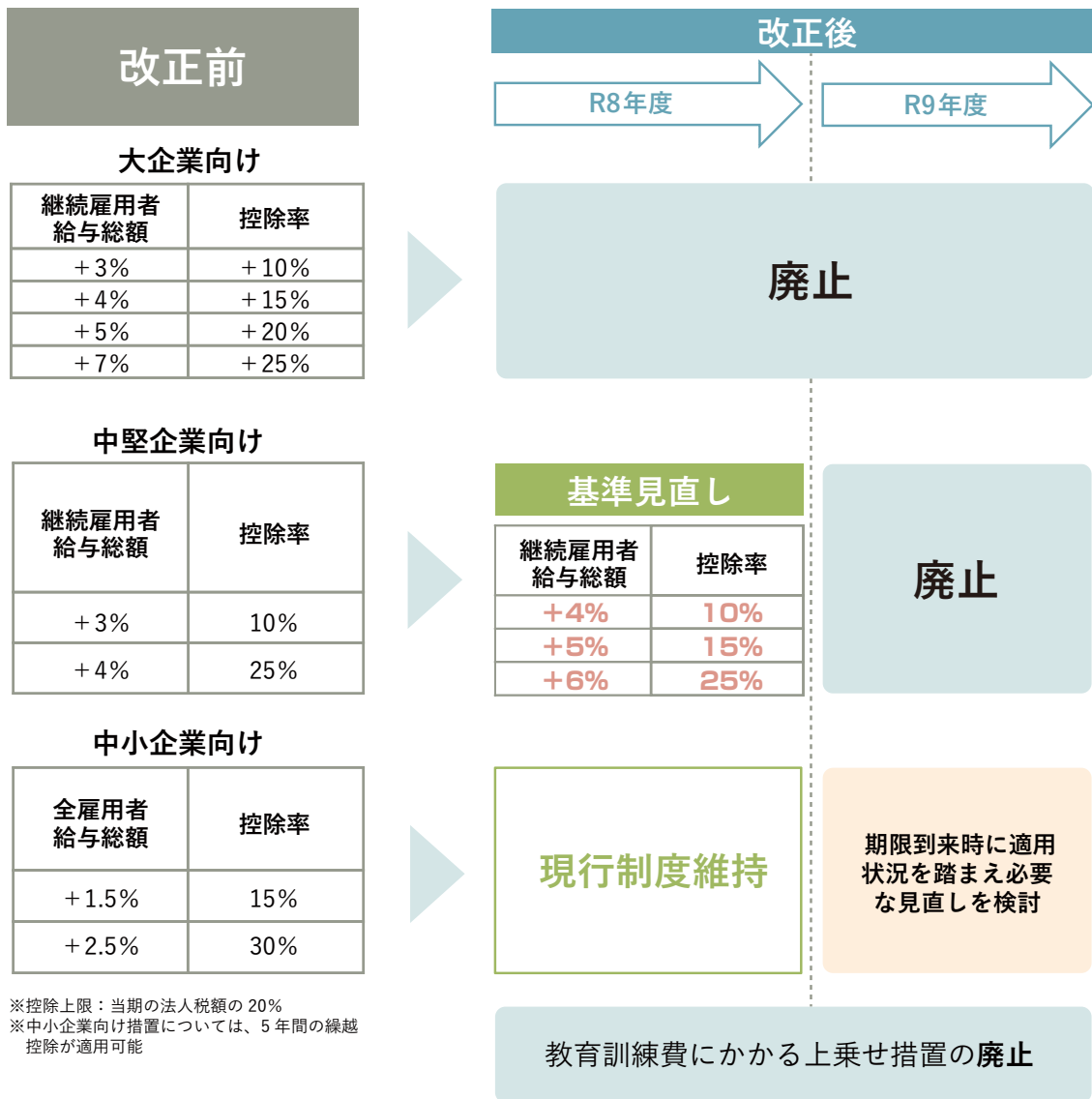


<その他の主な改正内容>

- 研究開発税制の控除対象となる試験研究費のうち、**海外への委託研究費**について、国内での試験研究に馴染まない海外での治験を除き、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様、**一定の(令和8年度:70%、令和9年度:60%、令和10年度:50%を控除対象とする)制限**を設けます。
- 中小企業技術基盤強化税制について、控除率カーブ・控除上限の時限措置を令和11年3月31日まで延長し、さらに、**3年間の繰越控除**を可能とします。
- オープンイノベーション型における高度研究人材の活用について、学位の授与から5年未満の者を採用した場合、採用から5年間適用可能とする等の見直しを行います。

(3) 賃上げ促進税制の見直し

- 足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、**大企業向けの措置を適用期限（令和8年度末）を待たずに令和7年度末をもって廃止します。**
- 中堅企業向けの措置は、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から要件を見直し、適用期限をもって廃止します。
- 教育訓練費にかかる上乗せ措置については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、令和7年度末をもって廃止します。



※控除上限：当期の法人税額の20%
 ※中小企業向け措置については、5年間の繰越控除が適用可能

※子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（+5%）は維持。